

生活福祉保健委員会－6月10日

- 質疑（辻委員） 今の乳幼児医療の件でちょっと先に質問させていただきたいと思うのですけれども、先ほど県の方針と違う方向を出している市町村もあるということで、県の方針に従った方向に対応していただきたいということで、そのような市町村に対して県が対応していくということですが、どういう理由ですか。なぜそういうことをするのか。
- 答弁（企画管理室長） 先ほど申し上げましたように、この制度がやはり今のいろいろな情勢の中で、より安定的に運営するためには今の受益と負担の関係の見直しというのは避けられないと考えておりますので、そういう考えで県としては県の助成制度ということでございますし、そういう県の方針に沿った対応というものをお願いするという趣旨でございます。
- 質疑（辻委員） 県に沿った対応をお願いする、安定的な運営、受益者負担の問題を言われましたけれども、それぞれの市や町が県の制度に対して上乘せをして制度の拡充を図るということは、その自治体がみずからの負担でもって、制度の拡充を図るといいますから、より制度そのものを市民や町民に対して発展させて、少子対策の向上に寄与するという点からすれば、私は、大いに制度の拡充を図るところについては、大いに県としても激励こそあっても、あえて足を引っ張るようなことはすべきでないと思うのだけれども、その点はどうなんです。
- 答弁（福祉保健部管理総室長） 室長が今申しましたように、今回の県の制度改正は、県の財政状況という都合だけではなくて、やはりこの制度が安定して持続可能とするためには、応分な負担をいただいて、財源的にもある程度確保しながら持続するということが必要だろうと思います。今も国の三位一体の改革等いろいろ交付税、あるいは補助金等も削減が進もうとする中で、やはりこの制度を各自治体に将来に向けて安定的な持続可能な制度として維持していただくためにこういう見直しをしたという県の趣旨を理解していただくと、これはあくまで各市町村の制度ですから強制することはできませんけれども、県としては、将来に向けて市町村の安定的な制度維持をお願いしたいということで強力にお願いしているというのが現実です。
- 質疑（辻委員） そういうね、ごまかしを言っては困る。県の制度として市町村と共同事業で対象年齢を就学前で引き上げて、一部負担を導入するという事で県も応分の助成をしていくということでしょう。それがベースにあって、例えば福山市だったら一部負担を導入しながら小学3年生までやろうという今、動きもあります。それから広島市は1回500円を導入すれば後は無料ですよと、それから廿日市市は従前どおり、入・通院とも無料でいきますよと、そのほか幾つかありますよ、同じようにやっていこうという町もあります。それは、その自治体がみずからの財政負担でもって、そして町民や市民の少子対策を支援していくということで、みずから身銭を切って制度を拡充したわけだから、何も県の制度に傷がつくものではないで

しょう。持続的に制度を維持していくという点では何らその市町村が制度拡充したから県の方に財政計画の問題で負担が来るわけではないわけです。県の制度がベースにあって、さらにそれを拡充して今の少子対策をより向上させていこうという市町村に対して、県はしっかり頑張りなさいと言うことがあっても、県の方へ倣ってくれというようなやり方は、私は地方自治の本旨にもやはり悖る行為だと思うのだけれども、その辺はどうですか。

○答弁（福祉保健部管理総室長） 先ほど言いましたように、これはあくまで市町村の制度ですから、市町村が対応されるということはそのとおりでございます。それで、我々はこの制度の趣旨を理解していただきたいとお願いしているということで、強制しているわけではございませんので、県のこの制度改正の趣旨を理解していただいてあわせていただきたいというお願いをしているところでございます。

○意見・質疑（辻委員） それが多分な言い方だということなんです。だからもうそれ以上言いませんけれども、少子対策が進んだ県でいけば中学校まで対象年齢を拡大するとか、あるいは乳幼児医療の助成制度は一部負担なしで無料で実施をすると、それだけ支えている県もあります。そうして、やはり今の少子対策を何とか応援していこうということで、それぞれ努力を重ねているそういう立場にある市や町に対しては、その点の評価をきちっとしながら一層前進なさいというようなことで、県も大いに共同歩調をとっていきようなことをやるべきだと思うのです。だから県の制度をそれに合わせてというのは今後の話ですよ、進んだところに。だからそこでの議論はないわけですから、当然理解を求めると同時に少子対策の一層の向上を図るように頑張りなさいというのが県の立場だと思うのです。とりよによって足は引くような県の対応は慎むべきだということ強く申し添えておきます。

戸河内松信会の問題が出ていますので質問させていただきたいと思います。この松信会の前理事長は、前の全日本同和会の会長で、そして今の理事長も全日本同和会の会長という立場に今あって、あった方、またある方というように聞いております。それから、理事の中にその同和会の幹部もいらっしゃるようだというようなことで、今、同和行政の絡みということもあるのではないかと思いを馳せるのですけれども、そういうふうな同和行政との何らかの絡みといますか、そういったものはあったのかなかったのか、いかがでしょうか。

○答弁（福祉指導室長） ございません。

○質疑（辻委員） 確証がこうだというのはこちらにはないわけですから、それ以上のことは言えませんけれども、やはり県として毅然とした態度が示せなかったという背景に、こういった問題もあるのではないかと考えているわけです。その点についてはそれ以上は言及しようとは思いませんけれども、まず聞きたいのは、前理事長の専横的経営、それに理事会あるいは役員が事実上は許してきたということと、県の監督、監査あるいは指導の中で弱腰の姿勢が今回の事態を生み出してきたと、ここまで発展してきたように思うのです。福祉を食い物にされたということ言う

人もいますけれども、そういう事態だと思うのです。今回の対応については、やはり県の厳しい対応が必要だと思うのですけれども、先ほどの室長の説明では、確認のため特別監査を行ったけれども、不十分なものがあつたと。口頭で指示をして早期改善、指導徹底をするということですから、今後、県のこの法人に対しての対応は、どういうふうを考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○答弁（福祉指導室長） 今後の対応でございますが、先ほど御報告申し上げましたとおり、今、改善報告を受け、その確認のため監査を行って、そして、その中でいわゆる調査がまだ不十分といったようなものもございます。ですから、今とりあえずはこの改善命令、これを忠実に実行をさせるための指導を行うのが当面のことではないかと思っております。今後はその結果等を踏まえて、また法人側の動向等も見きわめながら次の措置を講じていくということになるかと思っております。

○質疑（辻委員） 不十分なものがあつたということは、具体的にはどういう点で不十分であつたのですか。

○答弁（福祉指導室長） 精査等、まだ作業中でございますが、使途不明金の発生原因、これらの法人としての聞き取りでありますとか、また使途の調査、そして、原因者と思われるもののいわゆる資産状況の調査がある程度進められておりますが、まだ十分ではない。そしてまた、改善報告の中で、いわゆる確認のための添付書類が十分でないということでございます。

○質疑（辻委員） 松信会の理事会がございませうね。理事、役員がいますけれども、この報告でも昨年5月以降、新体制になつたということですが、その以前の松信会の理事会、役員の実任はどのような責任があるのか、これはどうですか。

○答弁（福祉指導室長） これは一般論としてお答えをさせていただきたいと思つていますが、いわゆる法人の理事につきましても、法人から委任を受けてその法人の運営に携わるといふそういった、いわゆる民法上の善管注意義務というものがございませう。その注意義務違反としての構成要件が整うかどうかといったところでございませう、それに該当すればそういったような責任が生じるということでございます。

○質疑（辻委員） それで、これまで松信会に対して不明金の調査は既に昨年9月の指導監査、それからことし3月の特別監査、それ以前の措置改善等々でされてきたと思うのですけれども、金銭の流れでいった場合、措置費は開設から平成11年度まで、介護報酬は平成12年から平成14年度までということで公金が支払われているということになってますけれども、このお金の管理、保管はどういう状態だったのでしょうか。

○答弁（福祉指導室長） 以前にも、きょうの報告でも御説明はさせていただきましたが、いわゆる措置費なり報酬なりが、いわゆるお持ちの金融機関へ入っていた状況があります。そこらからいわゆる理事長の指示を受けた人がその引き落としをすれば、片や、いわゆる施設の方で運営に必要な経費を計算して、その必要な経費を渡して、残りは九州へ持ち帰っている。そこでいわゆる理事長が管理していたということ

- ございまして、その詳細な部分についてはまだわかりません。
- 質疑（辻委員） 北九州のは松信会ですよね。同じ前理事長が北九州の松信会の理事長だったということですが、そこを北九州市が調査して、この金銭の管理は、現金で管理していたという報告を出されているのです。だから入ったお金は全部引き出して、あと現金をみずから管理するというようなことで、貯金通帳も含めて管理していたというような報告書が出ています。こっちと同じ形態であったということですよ。
- 答弁（福祉指導室長） 現金で管理をしていた、あるいは預金で管理をしていたというところの明確な部分はまだわかりません。
- 質疑（辻委員） それはちょっと、よく調査されてはどうですか。北九州ははっきり不明金発生の概要ということで調査結果が出ていますけれども、理事長死亡後、現金はなく、理事長個人が現金で管理していたという事実が判明したと、もうはっきりちゃんと報告書を出しています。県の方のその辺の調査が、ちょっと弱いのではないかと思います。
- それから理事長報酬、それから理事報酬は出されていたのですか。
- 答弁（福祉指導室長） 理事報酬、理事長報酬については、いわゆるその勤務実態に応じてその支払いということになっておりまして、そういった規定等がないわけですが、その部分も多分ちょっとははっきり今、記憶しておりませんが、私の今の記憶では出ていなかったと思います。
- 質疑（辻委員） ぜひその点も調べていただきたいと思うのです。北九州では、理事長報酬95万円というような領収書が出ているというようなこともあるので、それはぜひきちっと調べてほしいと思うのです。私は、今の理事会はやはり前の理事会に対して、その役員に対して、現時点になれば前理事長がもう亡くなって、それから親族も相続放棄されている。不明金がどこへ行ったかわからない。この不明金の回収のためにはやはり責任も追及しながら原状回復ということできちんと整理していくという立場が今後の指導の中で要るのではないかと思います。この点はいかがですか。
- 答弁（福祉指導室長） 仰せのとおりでございます。いわゆる法人にあるべき資金がなくなったということですから、法人としては、なくなった資金を回収し、原状回復を図ることに向けてあらゆる措置を講じていくというのが本筋でございまして、改善命令の中にもそのことを含めているところでございます。
- 質疑（辻委員） そうすると、原状回復という点からいくと、ここではもう踏み込んだ形になってくると思いますけれども、前理事らに対して、やはり使途不明金の返還を請求すべきだというような指導も入れていくべきだと現状では思うのですけれども、この点はどうでしょうか。
- 答弁（福祉指導室長） これもいわゆる要件等はございますが、旧理事につきまして、いわゆる先ほど申し上げた民法上の善管注意義務違反、そこらあたりの構成要件等

が整えばそういったことが可能でございますので、そういったことにも取り組むように指導はしてまいりたいと思います。

○質疑（辻委員） それはそうしていくということで。部長どうですか、かなり厳しい、告発を含めてというようなことも言われていますけれども、大変厳しい対応は要ると思うのです。同時に問題にしないといけないのは、入居者の処遇にそのことがまた大きな影響を及ぼさないよう配慮もしながら、この問題解決していかなければならないと思うのですけれども、この点での部長、今後の対応について聞きたいのですけれども。

○答弁（福祉保健部長） ただいま御指摘がございました今回の本件に対する県の対応でございますが、1つは御指摘のとおり、現在、入居している人たちに不利益がないようにというのは1つの前提だと思います。また、今回の件の法解決というのは大きく2つございまして、1つは、原因を究明し資金の回収、原状復帰を図っていくということ、さらに当法人が今後、適正に運営するように指導していくという2点がございまして、おのおのの点につきまして4月28日に改善命令をかけたところでございまして、これが確実に実施されるように我々としては指導していく必要があると思っております。

また、今回の教訓をもとに県内の社会福祉法人に対しまして、必要な指導もしていかなければならないと考えているところでございます。